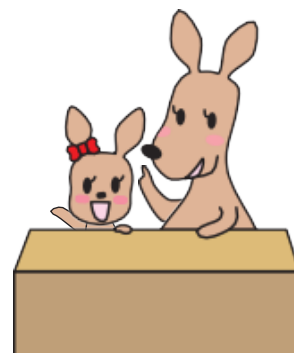


法務局からのお知らせ

遺言書保管制度の オンライン手続の試行 を実施中です！



試行

保管申請の事前チェック ▶▶▶ P 1～

提出書類の写し（PDFまたは画像ファイル）を事前に**電子メール**でお送りいただければ、形式面の**事前チェック**を行います。



- ※ 事前チェックを受けることで、**保管申請当日の手続がスムーズになります。**
- ※ 保管申請をするには、これまでどおり、遺言者本人の来庁が必要です。来庁日時をご予約の上、提出書類（原本）をご持参ください。



（注意）

試行は一部の法務局において、**試行的に実施している取組**です。
取組を実施している遺言書保管所の詳細は、P 7をご確認ください。

試行 1

保管申請の事前チェック

一部の遺言書保管所（法務局）で実施している取組です。
対象の遺言書保管所は、P 7 をご確認ください。

1 取組の概要

対象の遺言書保管所（法務局）に遺言書の保管の申請をする場合には、その申請の提出書類について、ご希望があれば、事前に形式面のチェックを行います。

希望される場合には、P 3 ～ 6 のとおり、電子メールで、遺言書、申請書、添付書類の写し（注）をお送りください。

事前チェックを受けることにより、保管申請当日の手続がスムーズになります。

（注）一部の書類のみについて事前チェックを受けることも可能です。

また、電子メールでご質問（提出書類の形式面に関することに限ります。）をいただくこともできます。

電子メールによる事前チェックを受けるかどうかは、任意です。これまでどおり、事前チェックを受けずに、予約の上、来庁いただいても構いません。

※ 事前チェックについての留意事項

✓ 事前チェックを受けた後は、従来どおり、遺言書保管所（法務局）の窓口に出頭し、申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要があります（詳しくは、P 5 ～ 6 をご覧ください）。

✓ 事前チェックは、あくまで、申請書・遺言書・添付書類の形式面について、不備がないかを確認するものです。

遺言の内容に関するご相談には、応じることはできません。また、遺言書の有効性を保証するものでもありません。

遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家への相談や、公正証書遺言の利用を検討してください。

✓ 事前チェックは、保管申請手続の完了を保証するものではありません。

正式な審査は保管申請を受けた後に行いますが、その審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もありますので、ご了承ください。

2 対象の申請

試行を実施中の遺言書保管所（法務局）への、遺言書の保管の申請が対象です。
対象の遺言書保管所は、P 7 をご覧ください。

※ 保管の申請の管轄についての留意事項

- ✓ 遺言書の保管の申請には、管轄があります。
以下のいずれかの遺言書保管所（法務局）から申請先を選んでください。

- 1 遺言者の住所地がある都府県内の遺言書保管所
- 2 遺言者の本籍地がある都府県内の遺言書保管所
- 3 遺言者の所有する不動産の所在地がある都府県内の遺言書保管所

（例）たとえば、東京都内に遺言者の住所地がある場合には、東京法務局本局、西多摩支局、八王子支局、府中支局、板橋出張所のいずれに申請することもできます。試行を実施中の東京法務局本局に申請する場合には、電子メールによる事前チェックを受けることができます。

（注）管轄の例外

すでに遺言書保管所に遺言書を保管している遺言者が、追加で他の遺言書の保管を申請する場合には、申請先は、すでに遺言書を保管している遺言書保管所に限られます。

たとえば、すでに東京法務局本局に遺言書を保管している遺言者が、追加の遺言書の保管を申請する場合には、東京法務局本局以外の遺言書保管所に申請することはできません。

- ✓ 遺言書保管事務は、各法務局・地方法務局の**本局、支局、東京法務局板橋出張所**で取り扱っています。
板橋出張所以外の**出張所では取り扱っていません**ので、ご注意ください。
- ✓ **北海道**は、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局の**4 管轄に分かれています**。1 ～ 3 に該当する地域を管轄している法務局・地方法務局内の本局・支局であれば、いずれにも申請することができます。

3 手続の流れ

- ① 遺言書、申請書、添付書類の準備 ▶▶▶ ② 電子メールの送信
▶▶▶ ③ 来庁予約 ▶▶▶ ④ 来庁（申請） ▶▶▶ ⑤ 保管証受取

1 遺言書、申請書、添付書類の準備

遺言書、申請書、添付書類を準備してください。

※ 遺言書、申請書、添付書類の詳細

- 遺言書、申請書の準備に当たっては、以下のホームページを参考にしてください。

- ▶ 遺言書の様式等についての注意事項

<https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>



- ▶ 申請書の様式、記載例

<https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>



※【3】の「01 遺言書の保管の申請」の欄をご覧ください。

- 遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家に相談することや、公正証書遺言の利用を検討してください。

- 添付書類は、以下をご準備ください。

- ✓ 住民票の写し（本籍と戸籍の筆頭者の記載のあるもの）

※ マイナンバー（個人番号）や住民票コードの記載のないものを準備してください。

※ 外国人の方など、住民票の写しを準備できない方は、別途ご相談ください。

- ✓ （遺言書が外国語により作成されている場合）日本語による翻訳文

※ メール送信の際は、個人情報の一部をマスキング処理したものを送信しても構いません。来庁して申請する際は、マスキング処理していないものを提出してください。

2 電子メールの送信

① の書類のうち、事前チェックを受けたいものについて、写し（遺言書・添付書類については、各ページを撮影した画像ファイルまたはスキャンしたPDFファイル。申請書については、ホームページに掲載している申請書の様式に、必要事項を入力したファイル。）を、以下のとおり、電子メールで送信してください。

（注意）

メールの送信だけでは、保管手続は完了しません。事前チェック後、遺言者本人が遺言書保管所に来庁の上、原本を提出する必要がありますので、必ず③以降の手続も行ってください。

<送信方法>

- ✓ 送信先のメールアドレスは、P7をご確認ください。
- ✓ メールのタイトルは、「保管申請のメール相談」としてください。
- ✓ メール本文に、申請人の氏名と電話番号を記載してください。

<添付ファイルの形式>

- ✓ ファイル形式は、次のとおりとしてください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg 、 .jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

- ✓ 遺言書・添付書類の撮影・スキャンは、内容が判読できる鮮明なものとしてください。

<留意事項>

- ✓ 1 通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
 - ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
 - ✓ このほか、遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。
そのため、受信状況をお伝えすることができるよう、遺言書保管所において事前チェックの依頼メールを受信した場合には、必ず、3 日以内（土日祝、年末年始を除く）に遺言書保管所から返信するようにいたします。
- 重要** 遺言書保管所から3 日以内に返信がない場合には、メールが到達していない可能性がありますので、必ず遺言書保管所までお電話いただきますようお願いします（遺言書保管所の電話番号は、P 7 をご確認ください）。
- ✓ メールアドレスの入力ミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「テストメール」というタイトルでテストメールを送ることをおすすめします。テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
 - ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。
 - ✓ ご質問（形式面に関することに限ります。）がある場合には、メール本文に記載するか、ワードファイル等に記載して送信してください。

3 来庁予約

事前チェックが完了したら、遺言書保管所から返信しますので、遺言書保管所への来庁の予約をとってください。

予約方法については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/08.html>



4 来庁（申請）

予約した日時に、**遺言者本人**が遺言書保管所の窓口にお越しください。

※ 遺言書保管所の所在場所は、以下のホームページでご案内しています。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/07.html>



来庁の際は、**次のア～ウを必ず持参してください。**

※ 事前チェックを受けているかどうかにかかわらず、全てを持参してください。

ア 遺言書、申請書、添付書類の原本一式

- ✓ 遺言書・申請書の各ページは、ホチキス留めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

イ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

- ✓ 例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券 など
- ✓ 有効期限のある身分証明書は、有効期限内のものに限られます。

ウ 手数料

- ✓ 遺言書 1 通につき、3,900円
- ✓ 収入印紙で納付します。収入印紙は、法務局の庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で購入することもできます。担当者から指示があったら、手数料納付用紙に貼付して納めてください。

5 保管証受取 → 手続完了

手続が完了すると、その場で保管証をお渡しします。

遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利ですので、大切に保管してください。

保管の申請の事前チェックの試行（P2～）の実施庁

＜注意＞

遺言書の保管の申請は、管轄の遺言書保管所に出頭して行う必要があります。管轄の詳細は、P2の※をご確認ください。

電子メールによる保管の申請の事前チェックは、試行的な取組のため、以下の一覧表の遺言書保管所のみで実施しています。

申請先の遺言書保管所が一覧表に記載されている場合には、事前チェックを利用することができます。一覧表にない遺言書保管所は、事前チェックを実施していませんので、ご注意ください。

■ 神戸地方法務局遺言書保管所

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
神戸地方法務局	本局	kyoutaku_kobe_moj_bal@moj.go.jp	078-392-1821
	西宮支局	nishinomiya_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0798-26-0061
	伊丹支局	itami02_kobe_moj_bal@moj.go.jp	072-779-3451
	尼崎支局	amakokuseki_kobe_moj_bal@moj.go.jp	06-6482-7401
	明石支局	akashi_kobe_moj_bal@moj.go.jp	078-912-5511
	柏原支局	kaibara_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0795-72-0176
	姫路支局	himejisoumu_kobe_moj_bal@moj.go.jp	079-225-1915
	加古川支局	kakogawasoumu01_kobe_moj_bal@moj.go.jp	079-424-3555
	社支局	yashirosoumu_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0795-42-0201
	龍野支局	tatsuno_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0791-63-3221
	豊岡支局	toyookasoumu_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0796-23-0417
	洲本支局	sumotosoumu_kobe_moj_bal@moj.go.jp	0799-22-0497

参考

■ 遺言書保管制度ホームページ

遺言書保管制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

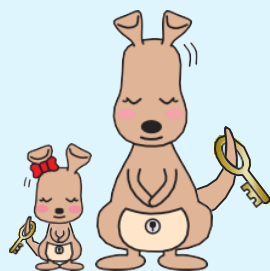


■ 根拠規定

遺言書保管制度やオンライン手続の取組は、以下に基づいて実施しています。

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000073>
- 法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/501CO0000000178>
- 法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/502M60000010033>
- 遺言書保管事務取扱手続準則（令和2年5月11日付け法務省民商第97号民事局長通達）
https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/igonsyo_jyunsoku.pdf
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000151>
- 法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成15年法務省令第11号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60000010011>
- 電子情報処理組織による変更の届出の定め（令和7年3月4日東京法務局遺言書保管官決定）
<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/content/001435920.pdf>

ご不明点は、手続先の遺言書保管所（法務局）
までお問い合わせください。



法務省民事局
2026年2月作成
神戸地方法務局
2026年8月一部修正